

介護保険事業所における管理者の兼務

管理者の 兼務	県の考え方として、次の(条件1)又は(条件2)の いずれかのみ の兼務に限り可能。 関係事業所の管理業務に支障がない範囲で可能とし、管理者は常勤とする。 (条件1)同一事業所内における従業者との兼務 (条件2)他の事業所の管理者との兼務(管理者同士の兼務)
------------	--

「兼務できる例」と「兼務できない例」

⇒ パターン① から パターン⑧ を参照ください。 を兼務の範囲とします。

※ 関係事業所(A, B, C事業所)が、介護保険法に基づく「居宅サービス」と「介護予防サービス」の両方の指定を受けている場合についても、下記のパターン①～⑧では宜上、1つの事業所として表記する。

※ 関係事業所(A, B, C事業所)は、同一の事業者によって設置された事業所とする。

【注1】 関係事業所に**地域密着型サービスが含まれる場合**は、兼務が不可能な場合もありますので、**必ず指定する市町(保険者)へもご相談ください。**

【注2】 関係事業所に**他法令(介護保険法外)に基づく事業所が含まれる場合**は、**所管する部署へもご相談ください。**

パターン① ⇒ ○ 兼務できる パターン② ⇒ ○ 兼務できる



(条件1)「同一事業所内における従業者との兼務」に該当し可。

【例】

1. 訪問介護(A)の「管理者」と「サービス提供責任者」

2. 通所介護(A)の「管理者」と「生活相談員(月、火、水)・介護職員(木、金)」

(条件2)「他の事業所の管理者との兼務(管理者同士の兼務)」に該当し可。

【例】

1. 「訪問介護(A)」と「通所介護(B)」の管理者

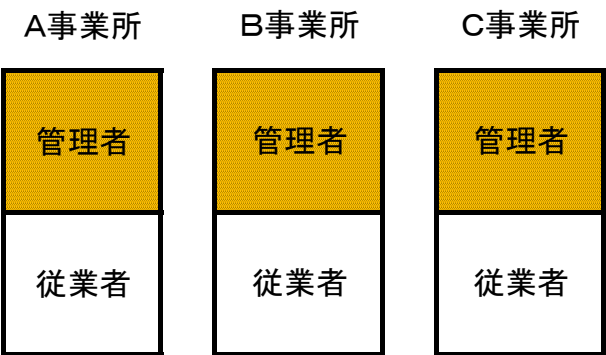
2. 「通所介護(A)」と「(同一敷地内にある別の)通所介護(B)」の管理者

3. 「通所介護(A)」と「特別養護老人ホーム(B)」の管理者

4. 「通所介護(A)」と「認知症対応型通所介護(B)」の管理者

5. 「通所介護(A)」と「障害者総合支援法の生活介護」

パターン③ ⇒ ○ 兼務できる

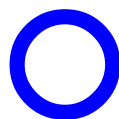


(条件2)の**管理者同士の兼務として、3事業所(以上)の兼務も可。**
ただし、関係事業所の管理業務に支障がない範囲に限る。

【例】

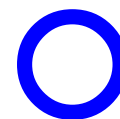
1. 「訪問介護(A)」と「通所介護(B)」と「短期入所生活介護(C)」の管理者

パターン④ ⇒



兼務できる

パターン⑤ ⇒



兼務できる

A事業所 A'事業所

管理者	管理者
従業者	従業者

B事業所 B'事業所

管理者	管理者
従業者	従業者

A事業所 A'事業所

管理者	管理者
従業者	従業者

B事業所 B'事業所

管理者	管理者
従業者	従業者

次の事業所は、各々に指定を受けながらも、**実質は一体的に運営**されるため、「AとA'」「BとB'」の関係にあります。

福祉用具貸与
特定福祉用具販売

介護保険法の訪問看護ステーション
健康保険法の訪問看護ステーション

介護保険法の訪問介護
障害者総合支援法の居宅介護(ホームヘルプ)

パターン④ ⇒ (条件1) に準ずるもので可。

【例】

1. 「福祉用具貸与(A)」と「特定福祉用具販売(A')」の
管理者と福祉用具専門相談員
2. 「介護保険法の訪問介護(A)」と
「障害者総合支援法の居宅介護(A')」の
管理者と訪問介護員等

パターン⑤ ⇒ (条件2) に準ずるもので可。

【例】

1. 「介護保険法の訪問看護ステーション(A)」と
「健康保険法の訪問看護ステーション(A')」及び
「居宅介護支援(B)」の管理者
2. 「介護保険法の訪問介護(A)」と「障害者総合支援法の
居宅介護(A')」及び「通所介護(B)」の管理者

パターン⑥ ⇒



兼務できない

パターン⑦ ⇒



兼務できない

A事業所

管理者
従業者

B事業所

管理者
従業者

A事業所

管理者
従業者

B事業所

管理者
従業者

(条件1)かつ(条件2)となるため不可。

【例】

1. 「訪問介護(A)の管理者兼サービス提供責任者」と
「通所介護(B)の管理者」
2. 「通所介護(A)の管理者兼生活相談員」と
「特別養護老人ホーム(B)の管理者」
3. 「有料老人ホーム(A)の施設長兼介護職員」と
「通所介護(B)の介護職員」

(条件1)(条件2)の何れにも該当しないため不可。

【例】

1. 「訪問介護(A)の管理者」と「通所介護(B)の介護職員」
2. 「特別養護老人ホーム(A)の管理者」と
「通所介護(B)の生活相談員」
3. 「訪問介護(A)の管理者」と
「有料老人ホーム(B)の介護職員」

【注】

パターン⑥～⑧において、居宅介護支援事業所の管理者・介護支援専門員と、障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業所の管理者・相談支援専門員との兼務については、例外的に認められる場合がありますので、居宅介護支援事業所の指定権者(市町・広域連合)及び三重県障がい福祉課へご相談ください。

パターン⑧ ⇒



兼務できない

A事業所

管理者
従業者

B事業所

管理者
従業者

(条件1)又は(条件2)に限るため不可。

【例】

1. 「訪問介護(A)」の「管理者(月～金)」と「訪問介護員等(月～木)」及び
「通所介護(B)」の「介護職員(金)」
2. 「通所介護(A)」の「管理者(月～金)」と「介護職員(月～水)」及び
「有料老人ホーム(B)」の「介護職員(木～金)」